文書館ニュース

3号
山口県文書館

史料保存・利用問題の動向……木村　礎　1
埼玉県における文書館建設の動向……森田雄一　2
山口県文書館ニュース……5
山口県政史編集について　萩藩閥閲録第一巻の編集を終えて
日本史資料の保存・整理・利用・サービスについての構想案（四二年度第一次案）の問題点……9

史料保存・利用問題の動向

木村　礎

一口に史料保存・利用問題といっても、最近では急速にその間口が広くなってきた。歴史研究者のみならず、官庁や人文・社会科学諸分野の関係者によって広く取上げられ始めている。以下では、(1)国立文書館問題、(2)歴史史料の保存・利用問題に関する日本歴史学協会（日歴協）の動向、(3)学術会議内での動向、の三つに分けてごく簡単に記すことにする。

(1)

国立公文書館は来年から建築にかかる。場所は皇居北の丸地区である。これは元来、日本学術会議の政府への勧告（昭和三十四年十一月）にもとづくものだが、実施の過程において極端に倭少化されてしまった。この文書館は国家機関である各省庁の公文書の収集・保存・整理・公開に当るものである。したがってその量はまことに厖大なもので、現在予定されている建築規模では、あと十年で一杯になってしまうことが今から予想されている。

国立公文書館の設立運営を担当している機関は総理府で、現在、総理府の関係部課の担当者が中心となり、各省庁の文書整理担当者を集めて、頻繁に会議を行なっている。この会議には日歴協の国立公文書特別委員長の大久保利謙氏を始め、林英夫氏（立教大）、津田秀夫氏（教育大）、私（明大）等が日歴協特別委員の資格で出席している。現在の主要議題は、〝各省庁からの公文書の移管を具体的にどうするか〟ということである。この会議に出席していてよく分ったのだが、我が国の官庁では、公文書作成方式や保管方式がきわめて不統一で、これが移管に当って大きなネックになっているということである。

国立公文書館に移管される公文書は、歴史研究者というよりはむしろ他の社会科学関係者に縁が深い筈だが、これらの人々の関心はきわめて低調である。この四月の学術会議総会で第二部（法学部門）の部長が〝国立公文書館ができるそうだが、我々もこれに関心を持っており、我々の意見を反映させたいと思う。しかしどうしたらよいのか分らない〟と発言したのには実はあきれた。歴史関係の者は学術会議の中で、これまでしばしばこの問題について発言し行動し、

さんざん骨を折りながらも、関係機関と連絡をとってきたのである。私はあきれながらも〝こうなっている〟ということを第二部長に説明したわけである。それにしても、他の社会科学分野でもこの程度の認識が出てきたということは、とにかく喜ぶべきことなのだろう。

(2)

去る三月十一日、日歴協の中に「日本史資料問題特別委員会」が漸く再建され、特別委員長には地方史研究協議会会長児玉幸多氏が選ばれた。日歴協の総会は昨年五月だったのだから、特別委出会の設置は、非常に遅れたと言わねばならない。どうしてこうなったのか。特別委員は日歴協の日本史関係の委員（私もその一人である）を中心に各学会、図書館からの若干の委員を以て構成されることになっていたが、図書館側の人選が遅れたからである。しかし、これも無事済んで（関東各都県から中央図書館長が三人委員となった）三月十一日に特別委員会が成立したのである。しかし、その後年度末、年度始めの多忙ということが主因で、第二回目の会合は開かれていない。もちろん近く開く予定である。日本史史料の保存・利用問題についての原案を作成するのはこの特別委員会である。そしてその原案が学術会議に持ち込まれ、ここで議して総会において政府への勧告にまで持って行くことになるのである。大体の方向は「古文書保存法」（仮称）の如きものの制定ということで、その内容は各都道府県を中心とする地方文書館設置構想である。大学単位の資料センター構想は、日歴協でも学術会議でもほぼ完全に消滅したといえる。いずれにせよ日歴協の特別委員会で、原案を作成することが先決で、精々努力したい。

(3)

学術会議では各種の資料センター的構想が出廻っている。昨年の十月の総会で「国語・国文学研究資料センター」が可決されたし、今年の四月の総会では「綜合地誌研究所設立案」が通った。現在「社会科学資料センター案」が出廻っており、各部会や委員会でこれから検討するところである。このような現況は、「日本史資料センター問題」や「国立公文書館」問題の刺戟によるところがもちろん大きい。更に常置委員会である長期研究計画委員会が〝人文・社会科学における長期研究計画とはいったい如何なるものか〟という問いを第一・二・三といった人文社会科学の各部に発したことも、大きく影響している。私の属する第一部では〝それは資料の整備であり、これこそ人文・社会科学の実証性を高めるための最も重要な方策である〟という答がほぼ出かかっている。

このように、学術会議・学界・官庁等広汎な分野において、資料問題についての関心が高まってきている。その中心は、これまでの行きがかりからも何といっても歴史学界である。この点で、歴史学界の責任はきわめて重いといわねばならぬ。

（一九六七・五・一〇　明治大学教授）

埼玉県における文書館建設の動向

森田雄一

はじめに

昨年五月山口市でおこなわれた全国公共図書館研究集会（郷土の

資料）以降、埼玉県においては文書館建設の具体化が急速に進展し、昭和42年度当初予算で館舎建設費の一部を獲得、本年度後半には着工の見通しとなった。以下この間の事情を報告し、建設運動の参考に供したい。

文書館の建設構想

県立図書館では五月の研究集会以後建設計画の具体化をすゝめ、八月に文書館の性格・事業内容・施設・機構等の試案を作成、図書館協議会等に提出して検討をはじめた。この内容については、十月に東京でおこなわれた全国図書館大会の部会の席上で簡単に報告したが、おゝよそ次のようなものである。

① 設置理由　現在埼玉県下に所在する散逸の恐れある文書・記録は膨大な量に達しており、これらを早急に調査・収蔵する必要がある。一方、県をはじめ市町村で所蔵する明治以降の公文書も相当量に達し、将来も逐次増加する見通しである。これらの文書記録は県の沿革を知り、将来を展望する上に、きわめて重要なものであり、その活用を各方面から望まれている。このため、これらの文書・記録・公文書等を集中的に収集・管理・運用し、おゝかたの研究、利用に供したい。

② 設置目的　埼玉県域に関する沿革・行政・産業・社会・習俗等に関する文書・記録を収集・管理し、これらの活用をはかって郷土文化の発展に寄与する。

③ 事業　文書・記録の収集・保存・利用、史料集・目録・解題等の作成・刊行、文書・記録の所在調査、地域研究者の研修、地域の調査・研究、県民への啓蒙等。

④ 収蔵文書の範囲　県内外所在の県関係沿革史料（主として古文書・近世文書）、県及び市町村の行政文書等。

⑤ 施設　県立図書館構内敷地に別館として建設、地上三階地下一階、建築面積約一、一〇〇㎡、床延面積一、六五〇㎡、書庫・一般閲覧室・特別閲覧室・複写室・製本室・消毒室・荷解室・事務室・機械室等。

⑥ 設備　リフト・書庫空気調節・マイクロ機材・複写機材・消毒機・複写台・文書整理台・整理棚・製本修理用具等。

⑦ 組織・職員　図書資料との有機的な活用をはかるため、両者の運用は同一組織（県立図書館）下に置く。専門職員11名・技術職員（複写・製本）数名、学識経験者・県庁内文書関係課所等からなる協議会を設置、県内に地方調査員を置く、専門職員は研究職とする。

予算獲得までの経過

この構想を作成しつつあった八月には、県知事が文書館の必要性を認めるという見解を非公式ではあるが記者会見で表明した。これに力を得てさらに検討をすゝめていた折、九月末に今度は県の総合振興計画の修正案提出という事態が生じた。そもそも埼玉県の総合振興計画は昭和37年度に策定され、昭和45年度を目標とした県政の基本計画を盛込んだものであるが、この中で「歴史上重要な文献資料を保存するために文書館の設置を考慮したい」という構想を発表していた。しかし、その後の県勢の急速な進展に伴い、この計画が実情にそぐわなくなったので、修正案を作成することとなったのである。そこでたゞちに、①建設を42年度に実施したい。②事業費概算七、五〇〇万円。③必要職員　専門職十一名・技術職三名という計画を提出した。十月に入ると、県の行政事務の改善を調査し、県知事

に勧告を行なっている企画部の事務管理課から「文書事務の管理改善に関する報告書」が発表され、この中で「歴史的価値のある公文書については県立図書館に移管すべきである」という指摘がなされた。

図書館大会の終了後、昭年42年度予算の編成が急がれ、県立図書館としては文書館関係予算を提出するという基本方針を固めた。この場合館舎の建設と組織（機構・人員）の事が問題となるが、組織面は館舎の建設が進行している間になお検討して最終的に決定するということで、館舎の建設一本に当面の問題をしぼることを前提とした。その結果あらかじめ教育委員会の総務課長（財務及び施設の主管課長）と予算について折衝したが、この段階では初めから館舎の建設費を提出するのは無理ではないかということであった。そこで調査費として三十万円を計上したが、十一月におこなわれた教育長との折衝で、当面繰越せる額（備品・書架工事の一部）を減額して建設費を計上せよということになり、約六、四〇〇万円に調整し、教育委員会原案として県の財政当局に提出した。

このような状勢の推移の中で、県内の学校教育関係者を中心に結成されている埼玉県地域研究会（地方史・地理学・考古学研究者の集り）では、十一月下旬の研究集会で県知事及び県議会に対し文書館建設の請願陳情を行うことをきめ、又、埼玉県図書館協会においても同様趣旨の請願陳情を行うことをきめた。この結果、十二月初旬に両者を代表して図書館協会長の大沢雄一氏（前知事）等が請願陳情を行った。こうした動きを反映してか、十二月下旬のある会合の席後、県知事から「みなさんから文書館を建設して欲しいとのご要望があるが、文書の倉庫では意義がないぞ」という意味の示唆があった。そこで数日後直ちに館長から文書館構想の概略について具体的な説明を県知事におこない、その結果であろうか、新年を迎えると「文書館の建設を認める（予算額は未定）つもりだ」という県知事の非公式見解がもたらされた。

一方、建設予算の検討は、図書館の主管課である教育委員会の社会教育課（文書館の建設についてとりわけ文化財係）と教育委員会の施設・財務の主管課である総務課及び県の財政課の三者の間で進められていたが、諸種の事情から計画を段階的に行うこととし、当面四層のうち二層分の予算をを計上することに調整したいという意向が、教育長の了承を得て図書館にもたらされ、結局この案が知事査定に提出され「少し小さすぎないか」という知事の意向もあったようであるが内定されて、二月定例県議会に約二、八〇〇万円の予算が提出され議決されたのである。

おわりに

埼玉県においては、本年秋国民体育体会が開催される関係上、ある程度の財源が大会のために向けられ、本年度の他の新規事業が非常に少ないという状態である。こうした条件の中で、たとえ不十分ではあっても館舎の建築費が獲得できたのは、関係者各位の支援と県知事をはじめとする理事者側の理解があったからであり、今後の文書の保存運動に大きな飛躍をもたらすことであろう。しかしながら、県の文化行政の面では、①「風土記の丘」の建設。②県立博物館の建設。③近くは明治一〇〇年記念森林公園の建設等、種々の計画が実現されようとしており、財政面での調整もおこなわれるであろう。このような動きの中で今一歩というところまできた文書館建設の所期の構想実現のために、関係者一同一層の努力を続けてゆくつもりである。（一九六七・四・二〇記　埼玉県立図書館主事）

山口県政百年史の編集について

昨年度（四一年）からはじまったこの事業は、五カ年計画で昭和四五年に完結し、上下二巻の「山口県政百年史」を出版する予定である。

この編集計画に当って「県政史」の内容が、一番大きな問題となった。これまで、他県で発行されたものの中には、「県政概要」「県政のあゆみ」「百年史」、まれには「県政史」と名付けたものもあるが、その内容は現在の県政の概要をのべたものか、県史の現代篇であって、県政の歴史を論述したものは見当らない。当県では、県史に相当するものとしては、「山口県文化史」があり、五〇〇頁に近い「現代篇」も出版されている。内容が、県史の現代篇とすれば、「山口県文化史現代篇」と、内容的に一致する変りばえのしないものとなる。

それらのことを考えて、県政の推移を中心にすえた編集方針を確認し、次のようなことを、論述の要点とすることになった。

一、地方自治の歴史的変遷を明らかにする。

二、国の政策が、どのような形で県で実施されたかを究明し、県政担当者の独自性を追究する。

三、国または県の政策が、県民にどのように受けとめられ、またその政策に対して、どのように対応して行ったかを明らかにする。

以上のような論点に立脚して、論述された県政史は、これまで類例がないものである。県史でも政治史でも、また議会史でもなく、県政史そのもの、県の政策史を明らかにすることが、今回の「山口県政百年史」の目的とされた。こうなると、県政史に使用する史料の質が当然問題となる。

当館には、明治四年置県以降の文書記録が、二万数千点あることは、案外に研究者の間では知られていない。このことについては、当館にも問題がある。それは同文書記録の目録化が不備であって、ほとんど未整理史料であり、積極的にその利用を図ることが、出来難い点があることである。だが、当館の史料は公開は行なっているものの、史料が未整理で、リストアップされない段階では、利用上の不便さはおおいがたいものがある。

県政史が、県の政策を中心にすえて記述される以上、二万点以上にわたる県文書記録を、縦横に駆使する必要がある。従って、県政史編集の第一歩が、県庁史料の整理であることは、誰が考えても当然のことであろう。この作業は、昨年度からはじまり、現在も引続いて行なわれている。県庁史料の中で、整理済みの主な史料には、次のようなものがある。

山口県布達達書―県報	明治四～昭和四二
内訓内達通牒その他	明治一七～昭和一七
山口県会議事録	明治一五～三四　昭和二一～二九
官員黜陟録・県官任免録	明治五～二九
山口県予算決算書	明治三〇～昭和一九
大蔵省所管終戦処理関係書	昭和二二～二九
市町村条例	明治二二～昭和二〇

市町村財務一件　明治四二～昭和二三
郡役所記録　明治初年～大正末年
漁業取調書・専用漁業記録　明治二六～四一
山野慣行成績跡取調　明治一五～三八
農事組合一件　明治三九～大正一〇
水利組合一件　明治二九～昭和四年
社寺関係記録　明治初年～大正末年

以上書き上げたものは、県庁史料のごく一部に過ぎない。これらの活用の良否が、県政史の良否に、直接響くと考えられる。

昨年度の県政史の重点作業は、県庁記録の整理であった。今年度の重点作業は、年表の作成である。これは現在次のような作業順によって、行なわれている。

一、山口県文化史年表の記載を基礎におく。
二、県報より重要事項を抽出し、年表に記入する。
三、県庁史料から、右と同じ作業を行なう。
四、官報から、右と同じ作業を行なう。
五、新聞・雑誌類からも右と同じ。
六、事項別年表を作成する。

現在は、二の段階が終り、三から四へと作業が進んでいる。来年度の重点目標は、史料の複写・撮影を中心に、史料の編集にかかり、四年目は原稿執筆、最終年度は出版という予定である。

この「山口県政百年史」の最大の特徴は、他県の県政史にみられるような、中央の権威者に、執筆を依頼するという方法をとっていないことである。このように、外部に執筆をお願いする方法を、私達は「外部依頼方式」と呼んでいる。この方法は、手段としてまことに便宜的な方法で、県では調査費と謝礼を予算にくみ、何年かすれば県史が出来上る。だが、私達はあえてこの方法をとらなかった。というのは、いくらよい県史が出来ても、それに到る過程に問題があると考えられるからである。県史を編集するからには、多くの史料が集められ、それが解釈され、史観によって統一されて歴史書が出来上る。然し、その過程で集められ、複写された史料集や、編集された稿本類や年表等は、多くの場合執筆者個人のものとなる。よくて、県立図書館に史料集や稿本が保存されるにすぎない。これでは原史料の散逸や、湮滅を防止することは出来ない。

山口県文書館は、山口県に関する歴史的史料の保存と利用のために設立された機関である。従って当館における県政史の編集は、外部に依頼せず、当館の職員の手によって編集されている。この点が文書館が設置されない他県との、決定的な違いとなっている。ここでは外部依頼による弊害は補正される。編集過程で集められる原史料も史料集も、さらには稿本や年表等も、すべて当館に保存される。もっとも外部に依頼しないとはいっても、知事の諮問機関である企画委員会には、学識経験者を委員として加え、助言・指導をあおぎ、さらにそれらの方の中から二名の方に執筆と監修を依頼して、文書館職員だけによる執筆の不完全さを、カバーしてもらっている。だがしかし、編集・執筆の主体はあくまでも文書館にある。私達はこの方式に誇りと責任を感じて、現在の編集事業を進めている。

（広田）

× × ×

「萩藩閥閲録第一巻」の編集を終えて

遅延に遅延を重ねた「萩藩閥閲録第一巻」も、漸くにして刊行の運びにいたった。

「閥閲録」を昭和四十一年度から四年計画で刊行することになったことは、既に「文書館ニュース2号」および予約募集要項でお知らせしたとおりであるが、幸いに学界各方面の支持を得て、順調な結果をたどって締切日には予定部数を遙かに上廻り、追加予算の計上や、申込者への断り状書きに追いまくられる嬉しい誤算を生じてしまった。派手な募集広告を避けたにも拘らず、これ程の支持を得られたことは、偏えに皆様方の温かいご理解とご支援によるものと篤く感謝し、また同時に強い責任を感じさせられた。

しかし、第一巻ができ上るまでには、出版・編集計画の途上でいろいろな問題が起り、校了にいたった現在、漸くにしてでき上ったという印象が深い。以下にその経緯について簡単に紹介しよう。

「閥閲録」出版について職員間で本格的な討議が始められたのは予算編成期の近づいた十月末であった。それまでにも、山口県文化資料第一期刊行事業たる「防長風土進案」の完結が近づくにつれて、次期出版物の内容について個人的な意見交換を試みることはあったが、「注進案」の別巻および附録（研究要覧）の編集に追われて具体的な計画を検討するにいたらなかった。十月になって、予算編成事務上の必要から計画の具体化を迫られ、漸く次期出版計画についての検討が始められた。当時四名に減少していた職員（現在七名）の間でもなかなか意見がまとまらず、折柄、編集計画の具体化してきた「山口県政百年史」に備えて長期出版を見合せようという意見も強かったが、過重労働も覚悟して史料集の出版だけはどうしても続けるようという強い意見が通り、漸く史料出版の方針が決定した。出版物については「閥閲録」ということで全員の意見が一致し、題名も「萩藩閥閲録」と決定して、ここに初めて「閥閲録」出版実現の色が濃くなった。次期出版物が決定してからも、部数を決める会議がまた大変であった。千部案、五百部案に意見が分れて両者相譲らず、後者の五百部で妥協して漸く予算要求の手続きをとった。その間僅かに一週間足らずであったが、心身の疲労は甚しかった。

内部の体制は固まったものの、予算要求に際しての関係当局との事前接渉の時期が遅れたため、一度は予算の枠から外されて流産寸前にまで追い込まれた。大きな原因は、県当局への史料的価値のPR不足と、当時「山口県政百年史」の編集事業が文書館に依嘱されていたことにあった。ことに、後者は専門職員四人の所帯では決定的なマイナス要因となった。その時の職員の落胆は言葉で表現できない程悲痛なものであった。ともかく、復活要求ということで職員の意志統一を図り、早速に関係当局に足繁く往復して「閥閲録」の史料的価値を力説してPRにこれつとめ、直接知事査定会場に原本を持ちこんでその実現方を強く要望した。幸いにわれわれの熱意が認められて県の諒解をとりつけることができ、ここに維新百年記念事業の一環として五百部限定出版ということで実現されることになった。

刊行の決定と同時に外部発注して原稿の作成にとりかかったが、折柄「注進案」最終巻の編集中であり、また、当時歴史学界に大き

な問題をまき起していた「史料センター問題」に関連して、文書館問題について図書館界に働きかけることになり、五月に「全国公共図書館研究集会（郷土の資料）」を山口で開催することになったため、予約募集要項および編集の具体的計画をすすめることができなくなった。大会の終ったあと、六月末になって初めて募集要項ができ上り、同時に編集方針についての具体的な検討に入った。

編集については、「山口県政百年史」との関連から単に底本覆刻にとどめるべきだとの意見と、原文書との対校はもちろん、年代・人名・地名に至るまで可能な限り考証して「昭和新修」にすべきだとする積極的意見が出て、その調整のため監修者を交えた編集会議が数回にわたって開かれた。その結果、「できるだけよいものにする」という曖昧な折衷意見に落ち着き、問題点が生ずればその都度全員で討議して打開策を講ずるということで、ともかく編集をすすめることになった。校正も原稿校正四回（うち監修二回）、印刷校正四回（監修一回）の最低八回の厳密な校正を行なうことになり、その過程でできるだけ誤植を発見するという万全の措置が講ぜられた。盛夏の七月下旬から、「注進案」に引き続いて恒例の「文書館夏の陣」が始まり、全員で校正にとりかかったが、初旬に開始した予約募集も予想以上の反響を呼んで、半月にして早くも予定の五百部を突破した。そのため、五千部刷った予約募集要項も二千部発送したところで打ち切り、積極的な募集を差し控えたが既に遅く、締切日の八月末日には八百部に達した。五百部に対する八百部、職員一同で嬉しい悲鳴をあげ頭を抱えたが、予約申込順とは言え、期間中の申込者にお断りするのは気の毒だということで、再度予算接渉をおこなうことになった。県当局も予想外の反響に好意を示し、補正予算を諒承してくれたが、その後も申込者が殺到し、お断りしたものでも百部を超える。「こんなことならもっと部数を増やしておけばよかった」と後悔したがあとの祭り、ともかく八百部で出発することになった。その間に編修も着々と進み、十二月末には原稿校正四枚までを悉く終えることができたが、組版の過程で新たに困難な問題が生じ遅延の原因をつくることになった。即ち、原文書・異本対校をおこなった場合の註記事項、編者の註記事項を傍註する6ポイントの活字が完備されてなかったことである。本文に用いる正字は揃っていて支障はなかったが、註記用の活字が揃わなかったことは、「閥閲録」が考証的な註記事項を生命としたため致命的となった。そのため、6ポイント活字の早急な整備と組版技術の熟練が要求され、印刷所の方でも誤算を生じて三ケ月の遅延を生じた。さらに、組版技術の困難さに平行して、組版に使用する道具の不足から、千頁の印刷を三回に分けてしなければならないという思いがけない事態が起った。そのため、一回校了にしては版を解き、あらためて次の組版に入らなければならないということになり、そのロスのため二ケ月の遅れを見込まねばならなくなった。印刷所への校正出張も二月・四月・八月の三回に亘って行なったため、思いがけない誤算を生じた。これは印刷所だけの責任ではなく、編集の基本方針に大幅な変更が起ったことにも大きな原因がある。即ち、それまでの底本覆刻を中心にしたものから、年代・人名・地名註記の考証に精力を注ぐという「昭和新修」へと編集方針が大きく変更してしまったことにある。これは、四十二度の職員構成に見通しがたって「閥閲録」・「県政史」それぞれに職員を専従配置することが可能となり、内容の深化が要求されたからであった。

年度末にいたって漸く編集体制が確立し整備されたが、この変更によって、組版段階で大幅な修正を余儀なくされたため、第一巻に収録予定の部分を二百頁ばかり次回廻しにせざるを得なくなり、大きな混乱を生じてしまった。

このような理由から、第一巻は九百頁とは言え、「注進案」の四倍以上の労力がかかり、編修の過程で過労から職員が寝込んだり、印刷所の機能を混乱させて、すっかりペースを乱してしまい、刊行予定に大きな狂いを生じ、申込者から再三の督促を受ける始末となった。編集段階で最も苦労したことは、註記事項の考証であった。可能な限り努力はしたが、時間に追われた苦しい闘いであった。幸いに文書館には毛利家文庫史料や三郷伝編纂所蒐集史料・山口県史編纂所蒐集史料などの積重ねがあり、また原文書所蔵者のご協力を頂いて編集を進めることができた。不充分な点も多々あるが、他の機関で「閥閲録」の編集をおこなってもこれ程の条件に恵まれないのではないかと秘かに自負している。この一冊にかけた関係者の情熱はまさに執念ともいうべきすさまじいものがあった。

それはともかく、漸くの思いで第一巻を送り出すことができたというのがわれわれの偽りのない気持である。

この一巻ができ上るまでには、予算面で理解を示してくれた県当局の熱意、印刷所の献身的な協力、申込者のご援助のあったことを忘れることができない。

大幅な遅延にも拘らず、快諾してご協力を賜わった皆様に対して心からのお礼を申し上げ、この貴重な体験をいかして第二巻以後の内容を充実させるために、より一層の努力を重ねていきたいと決意を新らたにしている次第である。

（利岡）

「日本史資料の保存・整理・利用・サービスについての構想案（四二度第一次案）」に対する問題点

日歴協特別委から、今年六月に発表された標題のことがらについて、山口県文書館全職員で、各条にわたって逐条討議を行なった。この結果、数多くの疑問点や問題点が出されたが、ここでは重要と考えられる三点に問題を要約して概述する。

一、この案には、「古文書館」なる称号が用いられている。私達は、当初から「古文書館」から、古の字をとりさり、「文書館」とすることを主張している。これは当館の名称が、山口県文書館であって、古文書館でないため、メンツの問題で主張しているのではない。「古文書館」という名称を用いる考え方の裏には、古文書館の収集史料は近世文書という狭い考えが、かくされているように思えるからである。歴史的な文書・記録のうちで、現在散逸・湮滅のはげしいものは、近世文書だけでなく、明治以降の行政史料がある。各官庁機関の文書保管の実体を知る人達には、この面での管理が、「野放し状態」であることは、多くの研究者には知られていないことである。行政的資料の保存と、歴史的史料の保存は、次元の異なる保存方法である。前者がいくら完全に行なわれたとしても、後者の機能を果すことは出来ない。このような意味において、近世・近現代の史料だけでなく、古代・中世の史料（それが残されているならば）をも収集・保存する機関の名

称には、「文書館」なる名称がふさわしいものだと考えている。

二、全国的機関に対する考え方があいまいである。国立公文書館（この公文書館にも問題があると考えるが、ここでは省略する）が設立される以上、全国的機関は、当然のこととして、国立公文書館の諸機能のうちの一つと、考えることが当然である。従って全国的な文書館の連絡・調整の機関は、国立公文書館の一部門として、設置することを明記すべきであろう。国立公文書館の機能の中に、このような分野が考えられていないとすれば、その方をこそ改めるべきである。

現在設立の急がれている地方文書館と、設置されることは定っているが、その実施が遅れている国立公文書館との関係を、はっきりと規定することが必要である。国立公文書館の設立が遅れている現状に目をつむり、地方文書館の設立をいくら急いでも、両者は車の両輪であって、片方がパンクしていては、車はいつまでも動かないであろう。

三、各都道府県には、都郎府県単位の文書館が必ず必要である。市段階以下では、文書館機能をもつ機関として、団書館・公民館に併設や、その機関の一係りとしての設置も、場合によっては必要であろう。だが、これらがその機能を発揮することは、県単位の文書館があってことである。専問的研究機関としての、県文書館と有機的な続びつきがあってこそ、市段階以下の機関も、その力量が発揮される。県文書館は、史料の保存・整理・利用・サービス機関の、扇の要だといえるのではなかろうか。従って、都道府県単位の文書館の設立は、その立法化によって、設置を促進すべきではないだろうか。

（田村）

編集後記

○「萩藩閥閲録」の出版が大へんおくれてしまいました。その原因は本文に述べたとおりで、要は人員の足らなかったことが、わざわいしたといえましょう。「閥閲録」の出版の五月にあわせて、このニュースも発行する計画で、木村先生や森田氏に原稿をお願い申し上げ、快諾をえて期日までに御投稿下さったにもかかわらず「閥閲録」のおくれとともに、このニュースもおくれてしまったことを、両氏に深くおわび申し上げます。

○「二兎を追う者は一兎を得ず」のたとえどおり、昨年度は「閥閲録」「県政史」の二兎を、全員で追ったため、どちらの計画も大幅におくれました。今年度は新任二名を迎えたのを機会に、「閥閲録」と「県政史」の二係りに分れることにしました。だが「ワシだけはどちらからも足がぬけない」と館長がボヤいています。

○ 早く他県にも文書館が設立されないか、そうしたら文書館協会の機関誌が「文書館ニュース」で、当館のニュースは「山口県文書館ニュース」と改題しようと話しています。その日の早からんことを！

○ 各県とも「明治百年」の記念事業が考えられていることでしょう。当県では政府案とは異なり「維新百年」と名付けていろいろな事業が計画されています。私達は「文書館舎の建設」こそ、維新百年の後世に残る誇るべき事業だと考え、その推進に全力を上げています。

× ×

文書館ニュース　三号
昭和四二年九月五日　発行
山口県文書館
山口市上宇野令二九六〇ノ一
電　山口　②　四三七〇番